

すずらん通信

Return to happiness... 訪れた方に幸福を

Suzuran
Law Office
NO.19
第19号

すずらん法律会計事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-5-13 すずらん丸の内ビル 2018.9.15
TEL : 052-239-1220 FAX : 052-239-1221
E-mail:suzuran@nba.tcp-ip.or.jp URL <http://www.suzuranlaw.com/>



初秋

ご挨拶

名古屋の夏が暑いことは全国的に有名ですが、今年の夏は殊更暑く、正に猛暑という表現が当たる夏でした。皆様は、この夏どのように過ごされたでしょうか。

ところで、今年の夏が暑かったのは、名古屋だけではなく、全国的な現象だったようで、7月23日に熊谷市において41.1度の日本における最高気温を更新したのを最高にして、8月3日に名古屋で40.3度を記録、その他多くの都市において最高気温が40度を超えたと

のことでした。

また、今年は台風の発生も例年に比べて早く、その発生数も多いです。雨の降り方も昔とは異なり激しくなっているように思われます。まるで、日本が熱帯になったかのようです。

このように異常な気象現象を体験して、地球温暖化阻止を含めた地球の環境の保全にもっと関心を持つ必要があると痛感しております。

(鈴木典行)

土地区画整理事業について

当事務所にご相談、ご依頼に来られる方は、以前当事務所の依頼者であった方や顧問先等からのご紹介の方がほとんどです。しかし、中には少数ですがホームページをご覧になられてご相談に来られる方もおられます。その多くの事案が、土地区画整理事業に関する相談か税金と法律に跨った相談です。

私が、専ら自治体の職員を対象とする研修を営む団体である日本経営協会において、長年「公共用地取得の法律実務」「土地区画整理の法律実務」をテーマに講師をしていることをホームページ等で知ったからだと思います。

今回は、その中から土地区画整理事業に関するお話をしたいと思います。土地区画整理事業は、土地区画整理法に基づいてなされる事業であり、多くの場合土地区画整理組合か地方公共団体が施行主体として事業がなされます。相談の多くが相談者に対してなされた換地処分が不服との相談です。換地処分は一般に仮換地処分が先行しますので、多くは仮換地処分の段階で相談にこられます。土地区画整理事業においては施行区域の地権者に対して、強制的に換地処分がなされることになるため、換地処分を受けた地権者の中には換地処分の内容が納得できないとして相談にこられるのです。

結局のところ、換地処分が有効か否かは、当該換地処分が違法か否かということになります。換地処分が違法か否かの判断において重要なのは、「照応の原則」です。

照応の原則とは、元の土地（従前地といいます）と換地とが諸条件を総合考慮して大体において同一条件にあると認められる状態にあることをいいます。元の土地と相当離れた条件の悪い場所に換地され納得できないとし

て相談に来られるケースが多いです。

私が扱った事例では、元の土地から70メートル程度離れた場所で、鉄道の沿線の条件の悪い場所に換地されたという事案について、この仮換地処分は照応の原則に違反し違法との判決をもらったことがあります。この事案は最高裁まで争われましたが、仮換地処分の違法が確定しました。現在同様の事案で裁判が係属していますが、仮換地処分を取り消し、依頼者の望む場所への変更を前提とする内容での和解が進行しています。その他、従前地の面積が実際の面積より過少に評価されたとしてその違法を争い認められた事例もあります。

また、直ぐに訴訟を提起するのではなく訴訟をする前に換地処分の不服を争う方法として審査請求を申し立てる方法もあります。審査請求をした事例の中で、換地処分の違法を前提に依頼者の要望を受け入れてもらい、新たに仮換地の変更処分を行ってもらった事例も2例あります。

土地区画整理事業は、一般の人だけでなく多くの弁護士にとって馴染みが薄いと思われます。土地区画整理事業や公共事業での買収に関して疑問に思うようなことや分からぬことがありますがあればご相談ください。

(鈴木典行)



民法改正(債権法の100年ぶりの大改正)

2020年4月1日から、改正された民法が施行されることになります。明治時代に制定されてから、大きな変更をされることなかった民法が、抜本改正されることから、100年ぶりの大改正だと言われています。改正は多くの点でなされますが、特に、日常生活の上で重要な点をピックアップして紹介したいと思います。

なお、同時期に相続法も改正となっていますが、この点については他でご説明します。

1 法定利率の引下げ

民法の中には、原則となる利率を定めた条文があり、この利率を法定利率といいます。

住宅ローンや消費者金融の借り入れのように、契約で利率の定めがあれば、その利率をもとに利息を計算します。しかし、例えば不貞行為をした配偶者に慰謝料を請求しているのに、配偶者が払わないだとかといった場合には、利率の取り決めがないので、民法所定の法定利率によって利息を計算します。

現在、この法定利率は、明治時代の金利を参考に年5%と定められています。ただ、現代のような超低金利時代に、年5%は高すぎるため、これを引き下げる改正がされます。

具体的には、まずは年3%として、その後の金利変動を参考にして変動する制度が取られます。

2 保証人の保護の拡大

十分な検討をせずに、付き合いで友人の保証人になつたが、友人が逃げてしまい、多額の借金を負うことになったと言った話は、小説やドラマ等でもよくある話だと思います。これに対応するため保証人、特に個人保証人の保護の必要が指摘されています。

今回の民法改正により、個人保証人の保護が充実

し、簡単には保証人とならないような規制がされることとなりました。

具体的には、賃貸借契約で保証人をとる場合には、保証人が負うこととなる上限金額を定めなければならないとのルール、事業用の融資で経営者でない者を保証人とするには、公証人による厳格な意思確認が必要であるとのルール等が新設されます。

3 約款についての規定の新設

民法は、契約について基本的なルールを定めています。

民法は、対等な当事者が契約内容について協議をし、契約内容を確定した上で、契約を締結するといった契約締結のプロセスを想定しています。

しかし、現代社会では、そういうことは稀であり、細かい規定が色々と書いている約款が業者によって事前に準備されており、消費者は、約款に規定を十分に理解せずに、この約款どおりの契約を締結するといったことが通常となっています。

明治時代にできた民法は、この広く行われている約款を用いた契約に関する規定が一切ありません。そこで、約款に関する規定を新設した上で、約款変更による契約の内容変更に関するルールなどが明確化しています。

一般の人にとって重要な改正点は、以上の点です。100年ぶりの大改正といった触込みと比べるとやや地味で細かな点の改正であるという印象を持つかもしれません。

実は、今回の改正は、民法の個別の条項の基礎となっている「民法の理論」に大きな変更がされており、法律家にとっては、とても大きな改正です。そのような意味で、今回の改正は玄人向きの改正であると言えるかもしれません。（加藤利典）

◆日々雑感◆

最近、スマートホームという言葉に憧れて、我が家に家電を音声操作できるような装置を導入しました。インターネットを使って、家電のリモコンと同じ周波の赤外線を飛ばすという装置で、設定には四苦八苦しましたが、「テレビをつけて」「音量上げて」と言うと、テレビが指示通り動いてくれたときには、少し感動するとともに、未来を感じることができました。

IoT（モノのインターネット）と言われるもので、近時急速に拡大している分野です。モノのあり方に加えて、インターネットは、決済の電子化や仮想通貨など、金銭の流れにも今後、大きな変化をもたらすことになります。

たとえば、仮想通貨をどのようにして差押えることできるのか等、変化していく世界の中で、法律をどのように活用していくのかを考えることは、私たち弁護士にとって大きな課題だと思います。（加藤利典）



遺産相続について～被相続人名義の口座から引き出し～

遺産相続の際に、被相続人（亡くなられた方）名義の預貯金口座から相続人の一人が無断で引き出しを行い、財産が散逸してしまっている問題（いわゆる使途不明金）に直面することがあります。

相続人が複数いる場合、遺産相続の内容を決めるために相続人間で遺産分割協議を行いますが、そのとき分割の対象となる遺産の範囲が問題となります。

素直な感覚としては、もともと被相続人の口座に入っていたお金なのだから当然相続人等によって引き出された金額についても遺産分割の対象となると思われます。しかし、遺産分割調停や審判の場においては、引き出された部分については原則として相続財産ではなく遺産分割の対象とはなりません。したがって、この場合、遺産分割の対象となるのは口座に残っている預貯金に限られます。

相続人の一人が無断で引き出してしまった預貯金を、法的な手続により取り戻すためには調停とは別に訴訟（不法行為に基づく損害賠償請求または不当利得返還請求）を提起しなければなりません。

相続人らが当該引き出された金銭についても遺産分割の対象として合意が得られた場合には、例外的に分割の対象として扱い、調停や審判手続の中で一挙解決することが可能となります。無断で引き出しを行った当事者が合意に応じ

ない可能性もあります。

このように、遺産分割における使途不明金の取り扱いは、現行法においては少々面倒な状況にあります。もっとも、平成30年7月6日に民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が成立し、引き出された預貯金につき遺産に組み戻すことについて処分者（無断で引き出しを行った者）以外の共同相続人の同意があれば、処分者の同意を得ることなく、引き出された預貯金を遺産分割の対象に含めることができます。当該改正法は、原則として2019年7月12日までの政令で定める日に施行されます。

以上のように、相続・遺産分割には様々な問題があり、対応には専門的知識を要することとなりますので、お困りの際はぜひ当事務所までご相談ください。（大野祐揮）



◆日々雑感◆

先日、中学時代からの友人の結婚式に参加する機会がありました。

これまででも親族や友人など、何度か結婚式に参加させていただき、それぞれの幸せの形を楽しませてもらいました。結婚式ごとに種々の違いはありました。どの結婚式も新郎新婦やその親族はもちろん、参加者全員が喜びの表情に満ち溢れていて、その空間が幸せな雰囲気に包まれているということは共通していました。

この幸せを壊すような社会の不合理や理不尽から、彼ら彼女らを守るように、これからも弁護士としての力を磨き続けていこうと思います。（大野祐揮）



日常に役立つ法律相談①～民法改正で遺言はどう変わる！？～

1 はじめに

本年7月6日、相続に関する民法等の規定を改正する法律が成立し、約40年ぶりに相続法が大幅に見直されました。法律相談で遺言に関する相談も多く、皆様の関心が高い分野だと思いますので取り上げさせて頂きました。

2 改正による遺言制度の見直し

①自筆証書遺言の方式の緩和

現行の制度では、自筆証書遺言について厳格な要件が定められており、財産目録も含めて全文の自書が求められています。しかしながら、高齢者にとって遺言作成に負担がかかり遺言の利用を妨げる要因となっていたことからこの自筆証書遺言についての方式が緩和され、財産目録を別紙として添付する場合に限り、財産目録についての自書が不要とされました。なお、この見直しは、来年1月13日から施行されることになっています。

②自筆証書遺言の管理制度の創設

これまで自筆証書遺言は、公正証書遺言のように遺言書を公的機関に保管する制度ではなく、遺言書の紛失・偽造のおそれがあり、相続開始後に遺言書の有効性をめぐる争いが生じやすいというデメリットがありました。このことから、改正法では自筆証書遺言を法務局に保管する制度を創設し、遺言書の紛失や偽造のおそれを避けることができるようになりました。

また、管理制度は、法務局で形式審査が行われます。自筆証書遺言に方式不備がないかチェックを受けることにより、方式不備のない

遺言が保管され、相続後の紛争を避けることが期待できます。

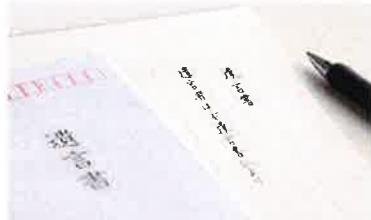
さらに、これまで自筆証書遺言について遺産分割前に家庭裁判所における検認手続きが必要でした。しかし、管理制度を利用した場合には検認手続きが不要とされており、相続開始後すぐに遺産分割手続きに入ることができます。

このように、管理制度が創設されたことにより、自筆証書遺言のデメリットが相当程度改善されることになりました。なお、この見直しは、平成30年7月13日の公布の日から1年以内の政令で指定された日より施行されることになっています。

3 おわりに

今回取り上げたのは改正法の一部であり、遺産分割や遺留分制度に関する見直しなども行われるなど相続法は今回の改正で大幅に見直されています。今後、遺言を作成される場合には、この改正法の内容・作成の時期等を考慮して作成する必要があります。また、意図する遺言を自分一人で作成するのは想像以上に難しいものです。遺言の作成や相談でお悩みでしたら、当事務所までお気軽にご相談ください。

(鈴木裕大)



◆日々雑感◆

先日、豊田スタジアムへサッカー観戦に行ってきました。この試合では豊田スタジアム史上、最高の43519人が観戦に来ており、大迫力に満ち溢れたスタジアムの一体感は鳥肌が立つほどでした。

また、ゴルフ界では、全米プロゴルフ選手権で優勝争いを繰り広げたT.ウッズへの声援を送るギャラリーとの一体感はテレビ越しでも伝わる熱いものでした。

このような声援の後押しを受けて躍動する選手を見て、改めて人は多くの人に支えられて目標に向かって一歩ずつ進むことができ、一人では成し遂げられないことも達成できると実感しました。弁護士の業務も依頼者をはじめ多くの方々に支えられています。これからも多くの人に支えられて今があることを心に精進してまいりたいと存じます。（鈴木裕大）



◆日々雑感◆

日本弁護士連合会の人権擁護大会が10月4日・5日の2日間青森市で開催されます。人権擁護大会は日本弁護士連合会の最大行事であり、毎年多くの弁護士が全国から集まって熱心に人権問題について討論を行っております。

今年は、「外国人労働者100万人時代」の日本の未来、組織犯罪からの被害回復～特殊詐欺事犯の違法収益を被害者の手に～、日本の社会保障の崩壊と再生～若者に未来を～、の3テーマについてシンポジウムが開催されます。いずれのシンポも魅力的なテーマであり、総てのシンポに参加してみたいですがそれは出来ませんので、外国人の労働問題がこれから日本の将来を左右する気がすることから、第1テーマのシンポに参加しようと思っています。

皆様は外国人が日本の社会で働くことについてどのようなご意見をお持ちですか。（鈴木典行）



編集後記

秋の気配も次第に濃くなり、穏やかな好季節となっていました。皆様お変わりございませんでしょうか。

さて今回のすずらん通信はいかがでしたでしょうか。

今号の法律コラムで大野弁護士が「遺産相続」について、鈴木裕大弁護士が「遺言」について分かり易く解説しておりますが、ここ数年当事務所では相続に関する様々なご相談やご依頼がとても増えてきています。

相続に関してお困りの方は、多様な相続事件を解決してきた弁護士が親身に対応させていただきますので、どうぞお気軽にご相談ください。（事務局）



業務案内

当事務所では、隨時法律相談の申込みを受付けております。法律問題でお困りの方はお気軽にご連絡下さい。ご都合の良い日を調整させていただきます。

顧問契約、ホームロイヤー契約を結ばれた方の法律相談料は無料です。

詳細はホームページをご覧下さい。

電話：052-239-1220

受付時間：平日午前9時～午後5時

ホームページも是非ご覧下さい。

<http://www.suzuranlaw.com/>



弁護士 鈴木典行
弁護士 加藤利典
弁護士 大野祐揮
弁護士 鈴木裕大

